

第3次静岡市消費生活基本計画 令和7年度実施計画

No.	事業管理コード	所管課	事業名称	事業概要 （事業目的）	事業目標(指標) (R8年度)	事業開始年度	対 象								方向性	令和7年度事業計画			基 本 方 針																備 考 欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
							消費者												方向性の理由 （”現状維持” 除く）	年度目標	予算額（千円）	基本方針 1			基本方針 2				基本方針 3				基本方針 4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
							幼児	小学生	中学生	高校生	成人			消費者トラブルの未然防止の推進								自ら考え行動する消費者の育成・教育				消費生活における取引の適正化の推進				消費者施策の推進力を強化する連携																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
											若者	一般	高齢者	消費者トラブルの未然防止及び拡大防止		消費者被害の救済	消費生活相談への対応力の向上	消費者教育の機会の提供				SDGsの推進に向けたエシカル消費の普及啓発	消費者教育の支援体制の充実	分かりやすい情報発信の強化	商品、サービス等の安全性の確保	表示の適正化及び適正計量の推進	事業者に対する指導及び関係機関との連携	緊急時における消費生活の安定の確保	他団体との連携	連携相手名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												</

No.	事業管理コード	所管課	事業名称	事業概要 (事業目的)	事業目標(指標) (R8年度)	事業開始年度	対 象							方向性	令和7年度事業計画			基本方針												備考欄			
							消費者											事業者	基本方針1			基本方針2				基本方針3			基本方針4				
							幼児	小学生	中学生	高校生	成人								消費者トラブルの未然防止の推進	自ら考え行動する消費者の育成・教育	消費生活における取引の適正化の推進			消費者施策の推進力を強化する連携									
											若者	一般	高齢者								消費者被害の救済	消費生活相談への対応力の向上	消費者教育の機会の提供	消費者教育の支援体制の充実	SDGsの推進に向けたエシカル消費の普及啓発	分かりやすい情報発信の強化	商品、サービス等の安全性の確保	表示の適正化及び適正計量の推進	事業者に対する指導及び関係機関との連携		緊急時における消費生活の安定の確保	他団体との連携	連携相手名称
							方向性の理由 (”現状維持”除く)	年度目標		予算額 (千円)																							
11	1000110	生活安全安心課	消費生活相談事業	消費契約のトラブルや製品使用でケガをしたなど、消費生活に関する消費者と事業者との間で発生したトラブルについて、消費者からの相談を専門知識を有する相談員が対応し、助言やあっせんを通じて事案解決や被害拡大防止を図る。	あっせん希望のあった相談に対し、消費生活相談員が解決した割合：90.0%	-	○	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		あっせん希望のあった相談に対し、消費生活相談員が解決した割合：90.0%	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
12	1000120	生活安全安心課	消費生活相談員の配置	消費生活に関する消費者と事業者との間で発生したトラブルについて、助言やあっせんを通じて事案解決や被害拡大防止を図る消費生活相談員を配置する。	10人配置の継続	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現状維持		10人配置の継続	人事課予算による	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
13	1000130	生活安全安心課	訴訟援助制度の運用	消費者が当事者となる訴訟で、同様の被害が多発または発生するおそれのある苦情などについて、訴訟費用の貸付けを行い、訴訟活動に必要な情報提供を行う。	対象となる事案に適切に対応できている状態	-	-	-	-	-	○	○	○	-	現状維持		発生時に実施	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
14	1000140	生活安全安心課	多重債務者相談事業	消費生活センターでの相談・啓発、税務・国保・福祉等の関係課への情報提供などを行い、相談内容に適した支援の提供を行う。	相談者に適切な相談先が紹介されている状態	-	-	-	-	-	○	○	○	-	現状維持		随時実施	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	弁護士会等			
15	1000150	生活安全安心課	消費生活相談員のスキルアップのための研修参加	(独)国民生活センター等が実施する研修や事例検討会に消費生活相談員が参加し、消費生活相談のスキルアップを図る。	消費生活相談が適切に行われている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現状維持		消費生活相談員（10名）の研修参加：各人1回以上/年	552の一部	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
16	1000160	生活安全安心課	静岡市消費者苦情処理委員会	消費生活センターであっせんしたにもかかわらず解決しなかった事案のうち、市民の消費生活に重大な影響を与えるまたはそのおそれがある事案について、消費者問題に精通する学識経験者等の委員の合議制により、消費者苦情のあっせん・調停を行う。	対象となる事案に適切に対応できている状態	-	○	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		発生時に実施	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
17	1000170	生活安全安心課	市民相談事業	家庭生活での心配事や悩み事などの一般的な相談のほか、弁護士等の専門家による特別相談を各区役所で実施し、適切な窓口への案内、取次ぎ等を行う。	相談に対して適切なア助言や情報提供が行われている状態	-	-	-	-	-	○	○	○	-	現状維持		①一般相談の開設 ②特別相談の開設（各協力団体と連絡調整）	3,143	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	各士業団体等		
18	1000180	生活安全安心課	消費生活審議会	市民の消費生活の安定及び向上に関する事項について、専門家等による審議を通じて効果的な消費者行政の実施を図る。	審議により本市の消費者行政が適正に行われている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現状維持		消費生活審議会の開催：2回	230	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	○	消費生活審議会委員			
19	1000190	生活安全安心課	静岡市消費者問題連絡会	消費生活センター及び市内3警察署が悪質商法の相談等について、意見及び情報交換を通じて消費者トラブル未然防止や拡大防止を図る。	市と警察の連携体制の確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現状維持		連絡会の開催：1回	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	市内警察署			
20	1000200	生活安全安心課	静岡市・静岡市警察部連絡会議	静岡市と静岡市警察部が関連行政を中心とした意見及び情報交換を行う。	市と警察の連絡体制の確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現状維持		開催回数：1回/年 参加者 市：市民局長、市民局次長、生活安全安心課長、各区長等 警察：静岡市警察部長、静岡市警察部庶務課長、市内各警察署長等	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	静岡県警察			
21	1000210	生活安全安心課	学校での消費者教育（若者の消費者トラブル対策講座）	自ら考え行動する消費者になるため、学校における消費者トラブル未然防止やエシカル消費等の消費者教育講座の開催を通じて、消費者教育の機会創出を図る。また、当事者だけでなく保護者などの見守り者への消費者教育の機会提供を行う。	学校や地域における年間講座実施回数：45回（箇所）	-	-	○	○	○	○	○	-	-	現状維持		講座実施：24校（回）以上 ※中学校での講座開催に係る経費は静岡県消費者行政強化促進事業費補助金を活用	715	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	-			
22	1000220	生活安全安心課	保護者への消費者教育（保護者向けの消費者トラブル対策講座）	子どもや若者の一番身近な保護者を対象に消費者トラブル対策講座を実施し、消費者トラブルの未然防止を図る。	学校や地域における年間講座実施回数：45回	-	-	-	-	-	-	○	-	-	現状維持		市PTA連絡協議会イベントへの参加：1回	-	○	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-			

No.	事業管理コード	所管課	事業名称	事業概要 （事業目的）	事業目標(指標) (R8年度)	事業開始年度	対 象							方向性	令和7年度事業計画			基 本 方 針												備考欄																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							消費者											基本方針1	基本方針2				基本方針3			基本方針4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
							幼児	小学生	中学生	高校生	成人								消費者トラブルの未然防止の推進	自ら考え行動する消費者の育成・教育				消費生活における取引の適正化の推進			消費者施策の推進力を強化する連携																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
											若者	一般	高齢者							消費者被害の救済	消費生活相談への対応能力の向上	消費者教育の機会の提供	消費者教育の支援体制の充実	SDGsの推進に向けたエンカル消費の普及啓発	分かりやすい情報発信の強化	商品、サービス等の安全性の確保	表示の適正化及び適正計量の推進	事業者に対する指導及び関係機関との連携	緊急時における消費生活の安定の確保		他団体との連携	連携相手名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
年度目標	予算額（千円）	消費者トラブルの未然防止及び拡大防止																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

No.	事業管理コード	所管課	事業名称	事業概要 (事業目的)	事業目標(指標) (R8年度)	事業開始年度	対 象							令和7年度事業計画			基 本 方 針												備 考 欄		
							消費者																								
							幼児	小学生	中学生	高校生	成人			事業者	方向性	方向性の理由 (”現状維持”除く)	年度目標	予算額 (千円)	基本方針1			基本方針2				基本方針3				基本方針4	
											若者	一般	高齢者						消費者トラブルの未然防止の推進			自ら考え行動する消費者の育成・教育				消費生活における取引の適正化の推進				消費者施策の推進力を強化する連携	
																			消費者トラブルの未然防止及び拡大防止	消費者被害の救済	消費生活相談への対応力の向上	消費者教育の機会の提供	消費者教育の支援体制の充実	SDGsの推進に向けたエシカル消費の普及啓発	分かりやすい情報発信の強化	商品、サービス等の安全性の確保	表示の適正化及び適正計量の推進	事業者に対する指導及び関係機関との連携		緊急時における消費生活の安定の確保	他団体との連携
34	1000340	生活安全安心課	電気用品安全法に基づく立入検査	製造または輸入された電気用品のうち、指定されたものについて消費者の安全を守るためにPSEマークなどが表示されているか立入検査を実施する。	適正な立入検査が実施できている状態	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持						3品目について調査を実施		-	-	-	-	-	-	○	○	○	-
35	1000350	生活安全安心課	危険な商品等の供給の中止、回収、改善、その他の措置の勧告	条例に基づき、危険な商品について調査・指導・勧告を実施する。	発生時に適切な調査・指導・勧告が行われている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		発生時に実施		-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-		
36	1000360	生活安全安心課	危険な商品等の緊急公表	危険な商品と認められる場合で、危害、損害の発生、拡大を防止するために緊急の必要があるときは、商品名・事業者名等を公表する。	発生時に適切な公表が行われている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		発生時に実施	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-		
37	1000370	生活安全安心課	食品表示法に係る事業者からの照会回答	食品表示法に係る事業者からの照会に対し、基本的事項の教示と消費者庁や類似法令（景品表示法・計量法等）の所管窓口の紹介を通じて表示の適正化を図る。	適切に回答が行われている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		随時実施		-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-		
38	1000380	生活安全安心課	食品表示法に基づく調査・指導	消費者向けに販売されている飲食物品について、食品表示法に基づいた表示が適正にされているか、小売店等において表示状況の調査・指導を行う。	食品表示法に基づき、表示が適正にされている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		調査延べ店舗数：10店舗	70	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-		
39	1000390	生活安全安心課	家庭用品品質表示法に基づく立入検査	消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように製造者、成分、性能、用途、取扱い上の注意など、製品ごとに法で定める事項が表示されているか立入検査を実施する。	適正な立入検査が実施できている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		3品目について調査を実施	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-		
40	1000400	生活安全安心課	計量に関する定期検査	計量法で定められた計量器の定期検査を実施することにより正確計量の推進を図る。	効率的に定期検査が実施されている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		奇数年度の区域の定期検査の実施	3,910	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-		
41	1000410	生活安全安心課	計量に関する立入検査	計量に関わる事業所への立入検査を実施することにより正確計量の推進を図る。	効率的に立入検査が実施されている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		立入検査の実施	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-		
42	1000420	生活安全安心課	条例に基づく監督指導	不当な取引行為に対しては、条例に基づき調査、指導、勧告を行い、勧告に従わないときには、場合により事業者の氏名等の公表を行う。	発生時に適切な調査・指導・勧告等が行われている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		発生時に実施	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-		
43	1000430	生活安全安心課	事業者への生活関連商品の供給に対しての協力要請	天災時等に不足する生活関連商品を調査し、事業者に対し適正な供給への協力を求める。	発生時に適切に協力要請が行われている状態	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		発生時に実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	関連事業者		
44	1000440	生活安全安心課	消費者教育推進のための訪問活動	消費者教育の推進を図るため、消費者教育推進員が中心となり、関係機関を訪問する。	消費者教育が広く市民に普及している状態	-	○	○	○	○	○	○	○	○	現状維持		訪問活動の随時実施	-	○	○		○	○					○	教育機関、事業者、関係団体等		
45	2000010	危機管理課	感震ブレーカー設置推進事業	地震の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とす「感震ブレーカー」の設置を行う世帯に対して助成を行う。	感震ブレーカー普及率：5%	-	-	-	-	-	○	○	○	-	現状維持		補助件数：350件 既 存：350件	8,750	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-		
46	2000020	生涯学習推進課	生涯学習施設での消費生活の安定と向上に資する講座等の開催	生涯学習施設にて、情報リテラシー、環境問題、食の安全、消費者問題などの、消費生活の安定と向上に資する講座等を開催する。	全ての生涯学習施設(中山間地6館を除く)で消費生活の安定と向上に資する講座等を年1回以上実施している状態	-	○	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		全ての生涯学習施設(中山間地6館を除く)で消費生活の安定と向上に資する講座等を年1回以上実施している状態	指定管理料の一部	○	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-		
47	2000030	国際交流課（静岡市国際交流協会）	多文化共生総合相談センター運営事業	外国人住民の生活上の悩みや問題への相談や情報提供を多言語とやさしい日本語で対応することで、外国人住民が自立、安定した社会生活をおくることができるよう支援する。	年間を通じて、多言語やさしい日本語での相談や情報提供ができている状態	-	○	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		年間を通じて、多言語やさしい日本語での相談や情報提供ができている状態	13,200	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-		

No.	事業管理コード	所管課	事業名称	事業概要 (事業目的)	事業目標(指標) (R8年度)	事業開始年度	対 象							方向性	令和7年度事業計画			基 本 方 針												備考欄					
							消費者											方向性	方向性の理由 (”現状維持” 除く)	年度目標	予算額 (千円)	基本方針1			基本方針2			基本方針3			基本方針4				
							幼児	小学生	中学生	高校生	成人											消費者トラブルの未然防止の推進	消費者被害の救済	消費生活相談への対応力の向上	自ら考え行動する消費者の育成・教育			消費生活における取引の適正化の推進			消費者施策の推進力を強化する連携				
											若者	一般	高齢者												事業者	消費者教育の機会の提供	SDGsの推進に向けたエシカル消費の普及啓発	分かりやすい情報発信の強化	商品、サービス等の安全性の確保		表示の適正化及び適正計量の推進	事業者に対する指導及び関係機関との連携	緊急時における消費生活の安定の確保	他団体との連携	連携相手名称
48	2000040	GX推進課	地球温暖化対策啓発事業	地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量を削減するため、地球温暖化防止普及啓発イベント等を実施する。また、清水エスパルスや市内企業と連携した事業を展開し、国民運動COOL CHOICEの賛同（地球温暖化防止に取り組むことを宣言）を得る。	市民の環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進する。	-	○	○	○	○	○	○	○	○	現状維持		民間事業者と：連携した啓発活動：4回以上/年	2,720	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	賛同事業者					
49	2000050	環境共生課	環境学習指導員派遣事業	環境に関する意識のより一層の醸成と市民等の自発的な環境保全活動を促進することを目的とし、市民団体等が実施する環境学習会に指導員を派遣する。	年間延べ派遣人数：220人	-	○	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		年間延べ派遣人数：200人	3,040	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-					
50	2000060	環境共生課	環境学習ハンドブック作成事業	身近な環境、静岡市の環境についてテーマを定め、小学生向けの環境啓発用ハンドブックを作成し、市内の小学校等に配布する。	1テーマ作成	-	-	○	-	-	-	-	-	-	現状維持		環境学習ハンドブックを1テーマ作成、市内の小学校、中学校、高校に各5部配付。要望に基づき追加配付。	636	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-					
51	2000070	環境共生課	静岡市環境総合ウェブサイト「しぜんたんけんてちょう」	静岡市の生き物のいる場所、自然、環境教育について、行政や市民団体等の情報を発信するウェブサイト情報を発信、共有することにより環境に対する意識の高い人、自ら行動する人を育成し、協働による環境保全施策を実施する。	年間PV（ページビュー）数：63,000件	-	-	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		年間PV数：59,000件	668	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-					
52	2000080	ごみ減量推進課	ごみ減量啓発事業	市民のごみ減量及び再資源化に関する意識を啓発するため、市内で開催されるイベントに出展し、ワークショップの開催、各種体験コーナー、静岡市のごみ処理状況の紹介、ごみ減量のPRを行う。	市民認知度の向上を目指すとともに、市民生活に根付いたイベントとする。	-	-	-	-	-	-	○	-	-	現状維持		小学校4年生向けごみ減量啓発講座の理解度100%	-	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-						
53	2000090	ごみ減量推進課	静岡市4R推進委員会	市民・事業者・行政それぞれの立場で4Rへの取組や活動に対して、委員会として各団体相互の連絡・調整や、事業の協力・支援・要請などを行い、ごみ減量を推進する。	委員会の活動を推進し、一般廃棄物処理基本計画に基づく、ごみ総排出量の目標値達成に向けそれぞれの団体が取組を行う。	-	○	○	○	○	○	○	○	○	現状維持		4R推進委員会の開催：1回	130	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	静岡市4R推進委員会委員				
54	2000100	廃棄物対策課	廃棄物不法投棄監視業務（不法投棄監視体制の維持・充実）	不法投棄を未然に防止するため、その監視体制を強化するべく、市民、事業者、行政が一体となり、廃棄物の不法投棄、不適正処理等を監視し、廃棄物の適正処理を確保する。	市民、事業者、行政の協働により監視体制を維持し、不法投棄、不適正処理等の減少を目指し、廃棄物の適正処理の確保を目指す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現状維持		・監視機動班出動：90日 ・不法投棄スカイパトロール：1回 ・山間地等不法投棄監視員委嘱35地区：133人	5,990	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	○	山間地等不法投棄監視員等				
55	2000110	収集業務課	古紙等資源回収活動奨励金交付制度	古紙等資源の回収活動を行う、営利を目的としない団体を対象に奨励金を交付する。	引き続き、家庭から排出される古紙等の再利用を促進し、ごみ減量化に努める。	-	○	○	○	○	○	○	○	-	縮小	奨励金交付回数を年2回から年1回に変更したため。	31,700	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-						
56	2000120	健康づくり推進課	食育推進事業	生涯を通じた健康づくりが継続されるよう、基本的な生活習慣や食習慣の確立を目指して食育の普及啓発を行う。	①食育応援団の依頼件数：50件 ②WEB環境等を利用した情報発信件数：10件	-	○	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		①食育応援団の依頼件数：50件 ②WEB環境等を利用した情報発信件数：10件	503	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	○	静岡市食生活改善推進協議会				
57	2000130	障害福祉企画課	障害者相談支援事業	地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題について、障がい者・障がい児及びその関係者からの相談に応じ、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な情報提供・助言、その他権利擁護のために必要な支援等を行う。	引き続き事業を実施し、障がいのある人の消費生活に関する支援や被害防止に努めていく。	-	○	○	○	○	○	○	○	-	拡大・充実	地域の相談支援体制及び地域づくりの強化のために、障害者等相談支援事業の内容を精査し、令和7年度から身体・知的・重心の相談支援事業の仕様書に基幹相談支援センター機能強化事業を追加する。	135,280	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-						

No.	事業管理コード	所管課	事業名称	事業概要 （事業目的）	事業目標(指標) (R8年度)	事業開始年度	対 象								令和7年度事業計画			基 本 方 針												備 考 欄				
							消費者																											
							幼児	小学生	中学生	高校生	成人			事業者	方向性	方向性の理由 （”現状維持”除く）	年度目標	予算額 （千円）	基本方針1			基本方針2				基本方針3					基本方針4			
											若者	一般	高齢者						消費者トラブルの未然防止の推進			自ら考え行動する消費者の育成・教育				消費生活における取引の適正化の推進					消費者施策の推進力を強化する連携			
																			消費者被害の救済	消費生活相談への対応力の向上	消費者教育の機会の提供	消費者教育の支援体制の充実	SDGsの推進に向けたエシカル消費の普及啓発	分かりやすい情報発信の強化	商品、サービス等の安全性の確保	表示の適正化及び適正計量の推進	事業者に対する指導及び関係機関との連携	緊急時における消費生活の安定の確保	他団体との連携		連携相手名称			
消費者トラブルの未然防止及び拡大防止	消費者被害の救済	消費生活相談への対応力の向上	消費者教育の機会の提供	消費者教育の支援体制の充実	SDGsの推進に向けたエシカル消費の普及啓発	分かりやすい情報発信の強化	商品、サービス等の安全性の確保	表示の適正化及び適正計量の推進	事業者に対する指導及び関係機関との連携	緊急時における消費生活の安定の確保	他団体との連携	連携相手名称																						
68	2000240	保健所食品衛生課	食の安全・安心アクションプランの策定・推進	市の食の安全対策に係る事業計画を、4年計画のアクションプランとして策定し、庁内関係各課と連携して各事業の進捗管理・PR（普及啓発）を実施することで食の安全対策を推進していく。	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	現状維持		計画に沿った事業実施	381	-	-	-	○	-	○	-	○	○	○	-	-				
69	2000250	保健所食品衛生課	食品衛生監視指導事業	食品衛生監視指導計画（食品衛生法）に基づき、食品衛生関係営業施設の許可や監視指導、食品等の収去検査、食品衛生の普及向上、啓発のための講習会開催などを実施する。	-	-	-	-	-	○	○	○	-	縮小	監視指導計画の見直しに伴い、総指導監視件数及び収去検体数を縮小した。	営業許可件数：申請に応じて処理 総指導監視件数：7,000件 収去検体数：250件 食品衛生講習会：申込みに応じて実施	13,542	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-					
70	2000260	保健所食品衛生課	食の安全・安心意見交換会	生産者、食品等事業者、消費者、学識経験者、報道関係者等で構成される「静岡市食の安全・安心意見交換会委員」が、食の安全・安心に関するテーマやアクションプランについて、それぞれの立場で意見を表明する意見交換会を年1～2回開催する。	-	-	-	-	-	○	○	○	-	現状維持		年2回開催	296	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	食の安全安心意見交換会委員				
71	2000270	商業労政課	こどもクリエイティブタウン運営事業	児童を中心とする市民が、模擬店舗等でつくられるまちにおいて様々な仕事やものづくりを体験する場を提供している。 次世代を担う創造力をもつ健全な人材を育成するとともに、社会や経済の仕組みの学習及び地域産業に対する理解の促進に寄与するための施設を運営している。	利用者数年間10万人を維持し、更なる事業内容の充実を図っていく。	-	○	○	○	○	-	-	-	-	現状維持		R7年度 年間利用者数：100,000人 しごと・ものづくり講座 開催回数：240回	118,280	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-				
72	2000280	商業労政課	第2次商業振興基本計画の推進事業	商業振興を図ることで、市民生活、地域経済及びまちづくりの各面の活性化及び豊かさの向上を目指す。その施策として制定・策定した静岡市商業の振興に関する条例及び商業振興基本計画に基づき、商業振興審議会において、具体的な施策を検討し、実施する。	市民満足度（買物環境） 市全域：60% ※R12目標値	-	○	○	○	○	○	○	○	○	現状維持		商業振興審議会の開催：3回	414	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	静岡商工会議所				
73	2000290	中央卸売市場	市場見学	市場の機能、役割を一般市民に知ってもらうため、施設見学（一般見学・早朝見学）を行う。	毎年4回以上開催 延べ80人以上の参加	-	-	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		年4回以上開催 小学生の生徒を含め延べ参加人数80人以上	5	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-				
74	2000300	中央卸売市場	市場まつり	静岡市中央卸売市場を市民（一般消費者）に開放し、ふれあいの場を通じて、食の安全・安心における生鮮食料品等への関心を高めるとともに、市場の役割について理解を求め、もって消費の拡大と市場の活性化を図る。	毎年1回実施 参加人数：1万人	-	○	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		年1回10月～11月頃の実施 参加人数：1万人	4,000	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-				
75	2000310	中央卸売市場	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	全国中央卸売市場協会会長及び全国中央卸売市場協会6支部長で締結。災害時には、災害を受けていない都市の中央卸売市場開設者が災害を受けた都市の中央卸売市場開設者に、①被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供、②被災都市の住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送、③特に要請のあった生鮮食料品の提供などの応援を行う。	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		発生時に実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	全国中央卸売市場協会及び全国中央卸売市場協会6支部				
76	2000320	農業政策課	お茶のおいしい入れ方教室の開催	小学校における総合学習の時間を利用し、お茶の入れ方を学ぶことを通じてお茶に対する味覚をはぐくみ、お茶を中心とした食育を図るとともに、本市基幹産物であるお茶の啓蒙・消費促進を図る。	お茶の美味しい入れ方教室を希望するすべての市内小学校で実施	-	-	○	-	-	-	-	-	-	現状維持		お茶の美味しい入れ方教室を希望する全ての市内小学校で実施	3,618	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-				

No.	事業管理コード	所管課	事業名称	事業概要 (事業目的)	事業目標(指標) (R8年度)	事業開始年度	対 象							事業者	令和7年度事業計画			基本方針													備考欄				
							消費者											方向性	方向性の理由 (”現状維持” 除く)	年度目標	予算額 (千円)	基本方針1			基本方針2				基本方針3				基本方針4		
							幼児	小学生	中学生	高校生	成人											消費者トラブルの未然防止の推進			自ら考え行動する消費者の育成・教育				消費生活における取引の適正化の推進				消費者施策の推進力を強化する連携		
											若者	一般	高齢者		消費者トラブルの未然防止及び拡大防止	消費者被害の救済	消費生活相談への対応力の向上					消費者教育の機会の提供	消費者教育の支援体制の充実	SDGsの推進に向けたエシカル消費の普及啓発	分かりやすい情報発信の強化	商品、サービス等の安全性の確保	表示の適正化及び適正計量の推進	事業者に対する指導及び関係機関との連携	緊急時における消費生活の安定の確保	他団体との連携		連携相手名称			
77	2000330	農業政策課	発見！しずおか旬の食材プロジェクト	本市において豊かな自然を生かし生産されているお茶、みかん、いちご、しらす、さくらえび等の農水産物を旬の時期に多くの消費者が食することができるよう、情報誌、ホームページを活用し、市内外にPRし、消費の拡大を図る。	ホームページへアクセスした年間のユーザー数 83,100人	-	○	○	○	○	○	○	○	-	現状維持		ホームページへアクセスした年間のユーザー数：77,000人	341	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-					
78	2000340	農業政策課	グリーン農業推進事業	化学農業・肥料や温室効果ガス削減に資する資機材の導入費用や、消費者や流通業者に向けて環境負荷低減効果を周知する包装資材などの作成費用に対して補助する。	年間5件の補助金交付（補助対象のうち「消費者向け資材の作成費用」）	-	-	-	-	-	○	○	○	○	現状維持		年間5件の補助金交付（補助対象のうち「消費者向け資材の作成費用」）	3,000	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-					
79	2000350	水産振興課	しずまえ新聞の発行	しずまえの漁業や水揚げされる水産物、しずまえの豆知識、魚料理のコツなどを掲載し、食育や地産地消の推進を図る。	しずまえ新聞の発行：年2回市内小中学校へ配布	-	-	○	○	-	-	-	-	-	現状維持		しずまえ新聞の発行：年2回市内小中学校へ配布	528	-	-	-	○	-	○	○	-	-	-	-	○	東海大学	東海大学との連携：11月号のみ			
80	2000360	森林経営管理課	オクシズ材活用促進事業	静岡地域材活用住宅推進協議会が実施する事業への補助を行う。 ○静岡ひのき・杉の家推進事業…地域材を活用して住宅を新築、増改築する施主に対し、構造用の柱・土台、内装用の床材・壁材を提供する。 ○静岡ぬくもりの空間推進事業…公益的施設の新築、増改築する施主に対し、地域材の建築用木材を提供する。	年度ごとの補助目標件数の達成 地域材を活かしたぬくもりのある生活空間の普及	-	○	○	○	○	○	○	○	-	方法改善	オクシズ材の利用拡大により効果的な事業内容にするべく見直しを図るため、制度設計を根本から見直し、オクシズ材の利用拡大につながる新たな補助事業を令和7年度6月補正予算要求中。	①個人住宅への補助金交付件数 新築・増改築：110件 リフォーム：80件 ②非住宅建築物への補助金交付件数 建築物の木造化：6件 建築物の木質化：4件	当初予算額：0 ※新規事業として6月補正予算要求中 要求額：48,000	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-					
81	2000370	建築安全推進課	建築相談業務	建築基準法等に関する建築物などの相談を受け、問題解決に向けた指導等を行うことにより、市民生活の住環境の整備を図る。	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	現状維持		随時 ・建築確認等相談 ・狭あい道路に関する相談	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-					
82	2000380	予防課	ガス事業法に基づく立入検査の実施	消費者向けに販売されるガス用品について、ガス事業法に基づいた表示が適正に付されているかガス用品販売業者への立入検査を実施する。	違反ガス用品等の販売及び陳列0％	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		違反ガス用品等の販売及び陳列：0％	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-						
83	2000390	予防課	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査の実施	消費者向けに販売されるLPガス用品について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいた表示が適正に付されているか液化石油ガス器具等販売事業者への立入検査を実施する。	違反ガス用品等の販売及び陳列0％	-	-	-	-	-	-	-	-	○	現状維持		違反ガス用品等の販売及び陳列：0％	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-						
84	2000400	予防課	住宅用火災警報器等の設置・維持管理指導の実施	静岡市火災予防条例に基づき、住宅用火災警報器の設置が義務化されている住宅等への設置推進を図るとともに、維持管理指導を行う。	設置率を88.0％を達成する。	-	○	○	○	○	○	○	○	○	現状維持		設置率を90.4％を達成する。 なお、一定の成果を得ていることから、引き続き広報活動を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	-						